

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年11月18日～2021年11月24日)

令和3年(2021年)11月26日

H E A D L I N E S

<p>政治</p> <p>50歳以上の者に対するワクチンのブースター接種に関する変更点 新しい祝日の制定 最新の世論調査結果 新型コロナウイルス感染症第4波対策に関する超党派会合の実施 欧州人権条約に関する憲法法院の判決 ダニガン米国務次官補代理のポーランド訪問 モラヴィエツキ首相とカーズィミェ・イラク首相及びバルザニ・クルド自治政府首相との電話会談 レンデルス欧州委員のポーランド訪問 ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領との電話会談 ドゥダ大統領の北マケドニア訪問 ドゥダ大統領とマクロン仏大統領との電話会談 ラウ外相とイラン外相との電話会談 ヘインズ米国家情報長官のポーランド訪問 欧州委による「法の支配コンディショナリティ」に関する書簡の発出 モラヴィエツキ首相のバルト諸国訪問 ラウ外相とマース独外相との電話会談 ラウ外相のベラルーシに関するハイレベル会合出席 ラウ外相のルーマニア訪問 モラヴィエツキ首相のV4首脳会合への出席 モラヴィエツキ首相のクロアチア訪問 モラヴィエツキ首相の仏訪問 モラヴィエツキ首相のスロベニア訪問 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談 ソロフ国家安全保障局長官とサリバンの米大統領補佐官との電話会談</p>	<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 「F」 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> <p>お願い3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p>治安等</p> <p>ベラルーシからの不法移民に関連する動向 危険物が送付される事案が発生 公安庁がロシア情報機関の協力者を拘束 警察が中東出身の不法滞在者14名を拘束</p>	
<p>経済</p> <p>下院、外国人法の改正案を採択 ポーランドのOECD加盟25周年記念イベント インフレ対策パッケージの検討 経済専門家によるポーランドのGDP成長率予測 ズロチ安の進行に対する反応 PKP・PLK社の2022年の入札計画 エネルギー移行基金の適応範囲について、気候・環境省と国有財産省が対立 当地シンクタンクによる石炭過剰生産に関する見通し ポーランドの原子力発電所に用いるウラン燃料 バイオガス・バイオメタン分野開発の協力協定に署名</p>	

大使館からのお知らせ	
長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政 治	
内 政	

50歳以上の者に対するワクチンのブースター接種に関する変更点【22日】

22日、ニェジェルス保健大臣は、50歳以上の者を対象とした新型コロナワクチンのブースター接種について、既定回数を接種した日からブースター接種を受けるまでの期間を1か月短縮し、5か月にすると発表した。同大臣は、どのような患者が入院しているかという観点から検討したと述べ、専門家によれば入院患者がワクチン接種済みである場合、2回目のワクチン接種から比較的時間が経っていることを意味するため、50歳以上の者に対するブースター接種までの期間を6か月から5か月に短縮したと付言した。

新しい祝日の制定【23日】

23日、ドゥダ大統領は、12月27日を新しい祝日とする法案に署名した。同祝日は、1918年から1919年にかけて行われ、最終的にポーランドがドイツに勝利を収めた大ポーランド蜂起を記念する日となる。ただし、国民の休日ではない。

最新の世論調査結果【23日】

23日付けで発表された世論調査機関IBRISの政党別支持率に関する世論調査結果によると、「法と正義」(PiS)が支持率30%(先月比-6%)で引き続き首位に立った。第2位の「市民連立」(KO)の支

持率は21%(同-4%)、第3位の「ポーランド2050」は13%(同-1%)であった。第4位の「左派」は8%(同-1%)、第5位の「同盟」は6%(同+1%)、第6位の「農民党」(PSL)・「ポーランド連立」は5%(同±0%)の支持率をそれぞれ得る結果となった。なお、「わからない」と回答した者は17%(同+10%)となった。

新型コロナウイルス感染症第4波対策に関する超党派会合の実施【24日】

24日、ヴィテク下院議長は、各議会会派・グループの代表を招き、新型コロナウイルス感染症第4波対策に関する会合を実施した。同会合においては、雇用者に対して被雇用者のワクチン接種の有無を確認する権限を付与する法案などが議題となった。同下院議長は、記者会見で、各会派・グループの提案の中に採用できる共通点があると評価した。

欧州人権条約に関する憲法法廷の判決【24日】

24日、憲法法廷は、欧州人権条約の規定が欧州人権裁判所(ECHR)に憲法法廷判事の選出プロセスの合法性を評価する権限を付与している限りにおいて、ポーランド憲法に反すると判示した。本件については、本年7月にジョブロ法務大臣兼検事総長が憲法法廷に審査を要求していた。

外交・安全保障

ダンニガン米 국무次官補代理のポーランド訪問【17日】

17日、ダンニガン米 국무次官補代理(中・東欧担当)は、ポーランドを訪問し、大統領の外交政策顧問であるツェルヴィンスキ氏が議長を務める大統領府国際政策局と国家安全保障局の代表による会合に出席した。同会合の主な議題は、ポーランドとベラ

ルーシの国境情勢と2022年のポーランドの欧州安全保障協力機構(OSCE)議長国就任に関連するものであった。

モラヴィエツキ首相とカーズイミー・イラク首相及びバルザニ・クルド自治政府首相との電話会談【18日】

18日、モラヴィエツキ首相は、カーズイミー・イラク

首相及びバルザニ・クルド自治政府首相と電話会談を行った。会談では、ポーランドとベラルーシの国境で、クルディスタン地域を中心とするイラクからの移民がベラルーシ側で移動している状況が話題となった。

カーズィミー首相は、国民を帰国させるためにあらゆる支援と協力を約束するとともに、イラク領内からミンスクへの直行便は引き続き停止されるという情報も伝達した。また、同首相は、ポーランドとの連帯を表明し、イラクが国民の祖国復帰のためにあらゆる手段を講じることを約束した。

バルザニ首相は、EUの国境にたどり着いた人々は、密輸業者の犠牲者であると強調した。同首相は、組織犯罪集団が自らの利益のために国境情勢を利用し、その結果、クルディスタンの名声を毀損していると述べ、国境問題の人道側面を強調した。これに対し、モラヴィエツキ首相は、ポーランドがベラルーシ側の移民に対して繰り返し人道的支援を申し出てきたと述べた。

レンデルス欧州委員のポーランド訪問【18日及び19日】

18日及び19日、レンデルス欧州委員（司法担当）はポーランドを訪問し、ジョブロ法相、シマンスキEU問題担当大臣、グロツキ上院議長、バニャス最高監査院長、ヴィオンツェク人権擁護官、マノフスカ最高裁判所第一長官と会談した。

ジョブロ法相は会談後、ポーランド法務省と欧州委員会の間には法の支配とEU加盟国間の平等に関して大きな意見の隔たりがあったと述べ、司法制度改革についても加盟国間の平等が認められなければならないと強調した。これに対して、レンデルス委員は、法の支配問題について、ポーランドに対しても他の加盟国と同じ基準が適用されると反論した。

シマノフスカ最高裁第一長官は、レンデルス委員に対して、7月の欧州委による法の支配に関する報告書は、事実との整合性がなく、偏った評価が含まれていると指摘した。

また、レンデルス委員は、ポーランド議会下院の司法・人権委員会及びEU問題委員会にも出席し、ポーランドの司法制度改革に対する深刻な懸念を改めて表明するとともに、ポーランドが欧州司法裁判所の判決に従うことを要請した。

ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領との電話会談【18日】

18日、ドゥダ大統領は、ナウセーダ・リトアニア大統領と電話会談を行った。クモフ大統領府国際政策局長官は、ポーランドとリトアニアの両国は、欧州史上前例のないハイブリッド攻撃の犠牲となっており、連帯して行動するために継続的に協議を行っている」と強調した。

ドゥダ大統領の北マケドニア訪問【19日】

19日、ドゥダ大統領夫妻は、北マケドニアのスコピエを公式訪問した。同大統領は、ペンダロフスキ北マケドニア大統領との会談の後、欧州のコミュニティと北大西洋同盟の政治的支援によって、ベラルーシ国境でのハイブリッド攻撃が早期に終結することを期待していると述べた。また、同大統領は、ポーランドと北マケドニアの連帯には長い歴史があると述べ、ポーランドは、これまでも北マケドニアのNATO加盟を政治的に支援してきており、これからもEU加盟に向けて支援を継続すると強調した。

ドゥダ大統領とマクロン仏大統領との電話会談【18日】

18日、ドゥダ大統領は、マクロン仏大統領とEUの東側国境の状況について電話会談を行った。同大統領は、ポーランドに対する仏の支援に感謝するとともに、ポーランドが自国とEUの国境を断固として守ることを表明した。また、両大統領は、ベラルーシ側にいる移民数千名を支援するための様々なシナリオについても協議した。さらに、両大統領は、ルカシェンコ・ベラルーシ大統領が引き起こした危機について、両国が引き続き協議していくことを発表した。

ラウ外相とイラン外相との電話会談【18日】

18日、ラウ外相は、アブドラヒアン・イラン外相と電話会談を行った。アブドラヒアン外相は、他の中東諸国と同様に、いまだに続く新型コロナウイルス感染症の流行問題を抱えるイランに対して、ポーランドが100万回分のワクチンを供与したことに謝意を表した。ラウ外相は、今回のワクチン供与は、17世紀に遡る友好関係によってポーランドが長年にわたって結びついているイランとイラン人との連帯の表現であることを強調した。両外相は、国際的な問題として、ポーランドとベラルーシの国境、アフガニスタンを含む中東地域の情勢、包括的共同行動計画（JCPOA）交渉の状況などについても議論した。

ヘインズ米国家情報長官のポーランド訪問【19日】

19日、ヘインズ米国家情報長官（DNI）は、ポーランドを訪問し、モラヴィエツキ首相らと会談した。首相府によると、同会談は、米国側の要請によって行われたものであり、NATO東側側面における緊密な安全保障上の協力が必要であることで一致した。また、同長官は、カミンスキ内務・行政大臣、プワシュチャク国防大臣とも会談を行ったほか、大統領府においては、シュロト大統領室長とも会談した。ジャリン報道官は、同長官の今次訪問について、中欧で発生した事案に対する米国行政府のコミットメントの現れであると指摘した。

欧州委による「法の支配コンディショナリティ」に関する書簡の発出【19日】

19日、欧州委員会は、ポーランドとハンガリーに対して、法の支配の状況について情報提供を要請する書簡を発出した。欧州委は、同書簡で提供を要請した情報は、法の支配違反がある場合にEU予算の支払い停止を可能とする「法の支配コンディショナリティ」を発動するために重要な情報となると述べた。ポーランドは、同書簡について2か月以内に欧州委に回答する必要がある。

モラヴィエツキ首相のバルト諸国訪問【21日】

21日、モラヴィエツキ首相は、リトアニア、ラトビア及びエストニアを訪問し、各国首相とそれぞれ首脳会談を行った。会談では、ベラルーシ国境の現状や、EU諸国の共同活動の調整などについて話し合われた。同首相は、この問題はポーランドとの対立だけではなく、NATOとEUの東側国境を突破しようとする試みであると強調し、バルト諸国との連帯を確認した。また、同首相は、更なる攻撃や挑発に直面する中でEUとトランスアトランティック諸国は効果的な協カメカニズムを構築すべきであると主張した。さらに、同首相は、移民問題は、大きな政治的危機の一部に過ぎないと強調し、ロシアによるサイバー攻撃やエネルギー危機を引き起こすことを目的としたガス価格や供給の操作、ウクライナへのロシアの軍事的関与の強化についても問題提起した。

ラウ外相とマース独外相との電話会談【22日】

22日、ラウ外相は、マース独外相と電話会談を行った。会談の議題は、EUの東側国境における現在の危機であった。ラウ外相は、ベラルーシ当局に対する首尾一貫した協調政策の必要性を強調した。同外相は、そのようにしてこそ、地域全体の安全を脅かす危険な危機的状況を恒久的に終わらせるチャンスがあると強調した。

ラウ外相のベラルーシに関するハイレベル会合出席【22日】

22日、ラウ外相は、シャレンベルク・オーストリア首相がウィーンで開催したハイレベル会議に参加した。同会合は、同国におけるパンデミック対策のため、ビデオ会議形式で行われた。会合の目的は、ベラルーシの政治的危機を打開し、ベラルーシ当局と民主的な野党との対話を開始し、ベラルーシを民主化の道に戻すための可能な方法を議論することであった。ラウ外相は、ポーランドとEUの主な目標は、引き続きベラルーシの独立と主権の支持、ベラルーシ国民の権利の保護、そして全政治犯の釈放であると強調した。

ラウ外相のルーマニア訪問【23日】

23日、ラウ外相は、ルーマニアのブカレストを訪問し、アウレスク外相と会談した。両外相は、ベラルーシ国境の移民問題及び地域の安全保障への影響について議論した。また、両外相は、ロシアによるウクライナへの介入に関する新たな情報を踏まえ、NATOの東側諸国の行動の調整についても議論した。ラウ外相は、両国の緊密な関係と安全保障問題やNATO東方からの脅威に対する共通の視点を強調した。また、同外相は、ベラルーシ当局の政策を変更するには、NATOからの協調的かつ一貫した圧力が必要であると強調した。

モラヴィエツキ首相のV4首脳会合への出席【23日】

23日、モラヴィエツキ首相は、ハンガリーのブダペストを訪問し、V4首脳会合に出席した。同首相は、ベラルーシ国境の移民情勢に言及し、移民だけでなく、エネルギーやサイバー攻撃にも関連する、現在の多角的な政治的危機に直面しているNATOと欧州諸国の連帯を強調した。また、同首相は、連帯はV4のトレードマークであると述べ、チェコ、スロバキア、ハンガリーの首脳が、ポーランドに対する支持を表明するだけでなく、ベラルーシ制裁への支持、EUによる国境保護のための資金提供、援助の申し出などを行っていることに対して感謝の意を述べた。同首相は、現在の危機をもっと広くとらえるべきだと指摘し、CO2排出枠の価格高騰やガス価格の操作といったエネルギーの側面や偽情報、サイバー攻撃、敵対的なプロパガンダの問題を提起した。

モラヴィエツキ首相のクロアチア訪問【23日】

23日、モラヴィエツキ首相は、クロアチアのザグレブを訪問し、プレンコビッチ・クロアチア首相と会談した。会談では、欧州における現在の地政学的脅威に焦点が当てられた。会談の主な議題は、ベラルーシ国境における現状であった。同首相は、ベラルーシ国境で対処しているのは、伝統的な移民危機だけではなく、中・東欧地域に深刻な不安定をもたらすために人が利用されているということであると述べた。

モラヴィエツキ首相の仏訪問【24日】

24日、モラヴィエツキ首相は、パリを訪問し、マクロン仏大統領と会談した。同首相は、会談の中で、ポーランドとベラルーシのEU国境の状況に関する懸念について述べ、国境を守ることは、共同体を守ることもであると強調した。同時に、同首相は、仏をはじめとするEUのパートナーが、EUの東側国境を守るためにポーランドが行っている活動に対して、連帯と支援の言葉を述べたことに対する感謝の意を述べた。会談では、ウクライナ周辺にロシア軍が集結していることや欧州全体のガス価格上昇につながるガスによる脅迫についても議論された。また、同首相は、ロシアのプロパガンダ、ハッキング攻撃、フェイク・

ニュースの拡散などの問題も提起し、これらの行動に対して、EU全体の連帯に基づくアプローチという対応を示すべきであると評価した。

モラヴィエツキ首相のスロベニア訪問【24日】

24日、モラヴィエツキ首相は、EU議長国を務めるスロベニアのリュブリャナを訪問し、ヤンシャ・スロベニア首相と会談した。同首相は、我々が経験している一連の危機は、欧州にとって試練の時であり、EUとして結束し、内部の争いや誤解ではなく、最も重要なことに集中しなければならないと述べた。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【24日】

24日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談では、両国の国境

および地域における安全保障問題を中心に議論された。

ソロフ国家安全保障局長官とサリバン米大統領補佐官との電話会談【24日】

24日、ソロフ国家安全保障局(BBN)長官は、サリバン米国家安全保障問題担当大統領補佐官と電話会談を行った。会談では、現在の安全保障状況を評価し、地域の安定性を高めることに繋がるベラルーシ国境の危機やウクライナ周辺の状態に関連した軍事協力強化について議論された。サリバン補佐官は、バイデン米大統領がポーランドの国境危機への対応に連帯して支援することを表明した。ソロフ長官は、ドゥダ大統領とポーランド政府が行っている危機管理活動について説明した。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【19～18日】

18日、プラガ国境警備隊総司令官は、カミンスキ内務・行政大臣の指示を受け、ベラルーシのラッポ国家国境警備委員会委員長に対して、クジニツァ国境通過地点における状況の安定化を求める書簡を発送した。同書簡では、同地点における不法移民の状況を11月21日までに安定化させるよう求めた上、ベラルーシ側が要請に応じない場合、同国境を通過する鉄道の運行を停止すると伝えた。

19日、国境警備隊を始めとする当地治安機関は、移民がクジニツァ国境通過地点及びその付近からいなくなったと画像付きでツイートした。

同日、ベラルーシのラッポ委員長は、上記書簡に対する返答を行い、国境警備に当たるポーランド当局に脅威を与える外国人は現在、クジニツァ国境通過地点にはおらず、同地点付近に所在する輸送・物流センターに滞在していると指摘した。

20日、ポドラスキエ県ハイヌフカ(Hajnowka)において、本問題にかかる抗議活動が行われた。本抗議の主催者は、「女性会議協会」(KONGRES KOBIE)とされ、同協会ドルノシロンスキエ県代表者は、本抗議活動の目的について、難民支援問題に関心を持ってもらうことにあると述べた。報道によると、こうした抗議活動は本件で2回目であり、1回目は約1か月前にポドラスキエ県の国境警備隊本部前で実施され、元大統領夫人らが参加した。

21日、国境警備隊によると、ドゥビचे・ツェルキエブネ(Dubicze Cerkiewne)において、ベラルーシ当局監視の下、攻撃的な外国人約150名による不法越境の試みがあったという。国境警備隊がツイッターに投稿した動画では、ベラルーシ当局がレーザーやストロボライトを使用している様子が確認できる。

22日、当地の情報機関を統轄する特務機関担当

大臣付のジャリン報道官は、記者会見を行い、ベラルーシ当局によって連れてこられた移民がミンスクから帰国していると述べる一方、状況は依然として緊迫しており、ベラルーシ当局は未だに国境への攻撃を組織することに関心を有していると指摘した上で、国境の警備を緩和する予定はないと述べた。

23日、各種報道によると、ジャリン報道官は、ベラルーシ国内には依然として約10,000人の移民が滞在していると述べたとのことである。

24日、ジャリン報道官は、直近1年間において、ロシアとベラルーシが両国の安全保障機関の協力関係を強化する多くの協定や条約を締結したと指摘し、本件不法移民問題に係るロシアの関与を強調した。

25日、国境警備隊報道官は、本年初めからこれまでの間、ベラルーシ国境において37,000件を超える不法越境の試みがあったと明らかにした。また、11月においては、これまでに8,000件以上の試みがあったとのことである。

危険物が送付される事案が発生【21日】

19日、グロツキ上院議長は、爆発物が内包された荷物が脅迫文とともに同議長宛で上院に配達されたと明らかにした。本事案は、警察及び国家警護局(SOP)にも通報されており、現在、警察において捜査が進められているという。

公安庁がロシア情報機関の協力者を拘束【21日】

11月21日、公安庁(ABW)は、ロシア情報機関である連邦保安庁(FSB)の情報活動に協力しポーランドの利益を損ねたとして、66歳のポーランド人男性ラドスワフ・Sを拘束した。特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官によると、同男性は、本年5月にABWに拘束されたポーランド人男性マーチン・Kと

共謀していたという。同報道官は、ラドスワフ氏は容疑を否認しているが、裁判所が同人に対して3か月の拘留を言い渡したと付言した。

警察が中東出身の不法滞在者14名を拘束【24日】

ドルノシロンスキエ県警察本部は、同県内に所在する森林の中をさまよっていた中東出身者14名を

不法滞在の容疑で拘束し、国境警備隊に引き渡したと発表した。同人らは、ポーランド滞在に必要な書類を有しておらず、警察官に発見された際には、何名かが逃亡を試みたという。14名のうち、10名がイラク人、4名がイラン人であり、全員がドイツを目指していたとのことである。

経 済

経済政策

下院、外国人法の改正案を採択【22日】

下院は、外国人の雇用を促進するための外国人法の改正案を採択した。特に大きな変更点は、アルメニア、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ロシア、ウクライナ国籍を有する外国人を対象とした雇用主による雇用の意図宣言による特別な労働許可について、就労可能期間が現行の6か月から24か月に延長される点である。これにより、各県地方長官事務所の負担が軽減されることが期待されている。ただし、専門家は、同改正後もポーランド経済は労働力不足に悩まされるであろうと指摘している(例えば、約5万人のIT人材が必要とされている)。

滞在中、コーマン事務総長は、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相とも会談した。ドゥダ大統領との会談では、ポーランド・OECD関係、三海域イニシアティブ(3SI)及びユーラシア競争力プログラムの下での当該地域におけるOECDの活動の拡大などが議論された。また、ポーランドのG20との協力強化への支援を含む国際課題についても意見が交わされた。モラヴィエツキ首相との会談では、エネルギー価格の高騰、ロシアによる欧州へのガス供給の操作、投資先としてのポーランドの魅力が主な議題として取り上げられたほか、ポーランドがOECDに加盟してから25年間の取組が総括された。

ポーランドのOECD加盟25周年記念イベント【22日】

22日、ポーランドのOECD加盟25周年記念イベントがワルシャワ証券取引所にて開催された。同イベントには、コーマンOECD事務総長、ノヴァク開発・技術大臣、コシチンスキ財務大臣などが出席した。ノヴァク大臣は、加盟時にはOECD加盟国平均の40%であったポーランドの一人あたりGDPは、現在では約70%にまで上昇し、ポーランドは中欧における経済成長のエンジンとなっていると述べた。また、コーマン事務総長は、ポーランドはいかにして市場経済への移行を図り、国際市場で競争力を確保するかの成功例であると指摘した。

インフレ対策パッケージの検討【24日】

コシチンスキ財務大臣は、今週インフレ対策パッケージを発表予定であると述べ、同対策パッケージの大目標は最も脆弱な世帯を救済し、物価高騰の影響を緩和することにあると強調した。また、対策パッケージの一部は一時的な措置であるが、政府は、インフレが一定の範囲内に収束するまでの十分な期間、当該措置が適用されることを期待していると付言した。報道によると、インフレ対策パッケージでは、付加価値税率の変更やエネルギー関連の物品税の引き下げなどが検討されているという。

マクロ経済動向・統計

経済専門家によるポーランドのGDP成長率予測【20日】

各銀行は、物価高騰及び利上げを踏まえ、ポーランドの2022年のGDP予測を下方修正している。Pekao 銀行は5%から4%に、Alior 銀行は5.5%から4.9%に予測を引き下げた。

ランド経済の状況は非常に良好で有り、それが要因でないことは明らかであるとした。その上で、パンデミックが金融市場心理に引き続き影響を与えていることを忘れてはならず、最近の利上げはズロチに良い影響を与えるはずであると付言した。ミレニアム銀行の専門家は、ドル高の進行によりズロチ安が進んでいるが、ズロチ安の進行が当該地域の他国通貨よりも早く進んでいることから、様々な要因の中でも欧州委員会による国家復興計画の承認が遅れていることが特に影響していると分析している。

ズロチ安の進行に対する反応【24日】

グラピンスキ中央銀行総裁は、更なるズロチ安の進行は同銀行の政策と一致しないと述べつつ、現在のズロチ安は様々な要因によるものであるが、ポー

ポーランド産業動向

PKP・PLK社の2022年の入札計画【24日】

ポーランドの鉄道インフラの維持や近代化を担うPKP・PLK社は、国家復興計画の承認の遅れと新たな

なEU資金の支払いの見通しにより、問題を抱えているとされる。同社は、本年中に170億ズロチ相当の入札を発表する予定であったが、10月末までに発表した入札はわずか23億ズロチであった。これにより、予定していた入札を2022年に移行する予定で

あり、資金調達が可能となれば、220億ズロチ相当の入札が発表される可能性がある。この入札の遅延により、2023～2024年頃の資金調達に穴が開く可能性があり、それが請負業者の財政状態に脅威をもたらすこととなる。

エネルギー・環境

エネルギー移行基金の適応範囲について、気候・環境省と国有財産省が対立【18日】

当地紙ジェチポスポリタ紙は、気候・環境省が主導する「エネルギー移行基金」の設立作業が進まないのは、同省と国有財産省との対立に起因すると報じた。「エネルギー移行基金」は化石燃料を利用する投資には原則として融資しないこととなっているが、国有財産省は、その融資対象技術にクリーンコール技術（IGCC、石炭ガス化等）を含めることを主張しているとされる。気候・環境省がこれに反対しているが、国有財産省は、ポーランドのエネルギー安全保障を確保するためには、クリーンコール技術を含めることが必要だと主張しているという。また、同紙は、アジアの化学産業向けの石炭ガス化プロジェクトをリードする主要国として日本を紹介している。

当地シンクタンクによる石炭過剰生産に関する見直し【23日】

当地シンクタンクのヤゲロン研究所は、ポーランドの石炭鉱業の将来に関する報告書を作成した。報告書では、分析された12のシナリオ全てにおいて、ポーランドは遅かれ早かれ石炭の過剰生産という問題に直面することが提示された。本年5月に政府と炭鉱労働組合の間で結ばれた社会協定は、石炭生産の規模を拡大させる主な要因のひとつとなっている。最悪のシナリオ（社会協定を維持＋海外から安価な石炭を大量に輸入＋急速なグリーン移行により国内市場の需要減）では、ポーランドは早ければ2022年に石炭の過剰生産に直面するという。石炭産業にとって最良のシナリオ（需要が高い＋輸入なし）では、2034年に石炭の過剰生産に陥るとのことである。同報告書は、石炭の過剰生産により、国営の炭鉱会社は貯蔵コストが増加し、経営を維持するための公的支援が必要となると指摘している。

ポーランドの原子力発電所に用いるウラン燃料【23日】

気候・環境省は、原子力開発の初期段階において、ポーランドに建設される原子力発電所のウラン燃料の購入については、技術の取得と関連し、国営原子

力発電会社PEJが技術提供者との話し合いを主導すると明らかにした。また、ポーランドにはウラン鉱床が複数あり、1970年代にそこでイエローケーキと呼ばれるウラン精鉱を生産していたが、現在は海外から購入する方が安価であると指摘した。小型モジュール炉（SMR）については、シントス・グリーン・エナジー社とGE日立・ニュークリア・エナジー社が燃料供給の準備を開始し、世界最大の核燃料供給事業者の1つであるカナダ CAMECO 社と交渉している。

バイオガス・バイオメタン分野開発の協力協定に署名【23日】

23日、気候・環境省は、バイオガス及びバイオメタン分野の政府代表やステークホルダーとともに、ポーランドにおける当該分野の開発を支援するための協力協定に署名した。当該協定の署名者は、気候・環境省、財務・基金・地域政策省、農業・農村開発省、教育科学省、再生可能エネルギー担当政府全権委員などの政府機関、バイオガスやバイオメタン分野に参画している投資家、金融機関、科学界の代表者らである。この協定により、国内のバイオガス発電所やバイオメタン発電所の建設・運用に向けたサプライチェーンにおけるローカルコンテンツが最大化されるほか、経済面においては、当該市場の発展、バイオガスやバイオメタンの幅広い利用などにもつながるとされる。また、国内の当該分野をダイナミックに発展するための取組を確実にするため、今後、署名者間で協力に向けた常設のプラットフォームが構成される。

ジスカ気候・環境副大臣兼再生可能エネルギー担当政府全権委員によると、現在、気候・環境省は、バイオガス・バイオメタン分野の発展を安定的に促進する最適な法制度を作ることを目的として、「再生可能エネルギー源に関する法律」と「バイオコンポーネント及び液体バイオ燃料に関する法律」の改正案を策定している。本制度は、バイオガスの生産と精製、バイオメタンの生産、既存ガスネットワークの拡張・再構築のための建設に関する意思決定を投資家に対して効果的に促すものである。

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を發出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で…」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で…」が開催されます。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1, Kraków

詳細: <https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

【開催中】展覧会「尽きない紙 越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙 越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

【開催中】展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されます。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催: 国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所: Zachęta – Narodowa Galeria Sztuki (ワルシャワ市、plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細: <https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)